

小田原市公告第102号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定に基づき、一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により入札の参加資格等必要事項を次のとおり公告する。

令和8年9月25日

小田原市長 加藤 憲一

1 入札に付する事項

(1) 工事名

小田原競輪場走路改修工事

(2) 工事場所

小田原市 城山四丁目 地内

(3) 工事概要

【概数】

工事延長 L= 333.33m

舗装工

走路舗装 A=3072 m²

退避路舗装 A= 689 m²

内周路舗装 A= 930 m²

保護シーリング工（路面標示）

ウォークトップ（緑） A=3827 m²

ウォークトップ（赤） A=1026 m²

明色ウォークトップ（青） A= 339 m²

緩衝フェンス工

緩衝ネットフェンス L= 172m

ポリカーボネートフェンス L= 192m

ネットフェンス L= 37m

付帯工 1 式

揭示期限 令和8年10月15日

(4) 工種

ほ装工事

(5) 完成期限

令和 9 年 9 月 3 0 日

(6) その他

本入札は、かながわ電子入札共同システム（以下「共同システム」という。）による電子入札により執行する。

入札手続は、共同システムの電子入札運用基準に基づき行うものとする。

2 入札参加資格に関する事項

- (1) 令和 7・8 年度小田原市競争入札参加資格者名簿のほ装工事に登録されている者
- (2) 令和 7・8 年度小田原市競争入札参加資格登録時において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査の舗装工事の総合評点が 910 点以上の者
- (3) 法第 3 条第 1 項の規定に基づき、舗装工事について特定建設業の許可を受けている者
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- (5) 法第 28 条の規定に基づく指示又は営業停止命令を受けていない者
- (6) 小田原市暴力団排除条例（平成 23 年小田原市条例第 29 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、第 4 号に規定する暴力団員等若しくは第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当する者でないこと。
- (7) 小田原市工事等入札参加資格者の指名停止等措置要領に基づく指名停止処分を受けていない者
- (8) 共同システムにより入札に参加できる者
- (9) 国税及び地方税の滞納がない者
- (10) 入札金額に対応した積算内訳書を提出できる者
- (11) この工事の施工現場に、法に基づく舗装工事の監理技術者及び現場代理人を専任で配置することができる者
- (12) 2 (11)における監理技術者及び現場代理人は、資格申請時において、他の工事

に配置されていないこと。

(13) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）に加入している者（加入の義務がない場合を除く。）

(14) 平成28年度以降に契約し、完成・引渡済の工事で、国内の競輪場又は公益財団法人日本自転車競技連盟が公認する屋外自転車競技場における、施工面積4,500㎡以上の路盤工を含む走路改修工事を元請として施工した実績を1件以上有する者

3 入札参加資格の確認手続

入札に参加しようとする者は、あらかじめ入札参加資格の有無について、小田原市に審査を申請し、確認を受けることを要する。

(1) 入札参加資格の確認申請に必要な書類

ア 競争参加資格確認申請書

イ 配置予定技術者調書

(ア) 監理技術者（複数人数の申請可）

上記調書に、配置予定技術者の資格が確認できる書類及び入札参加資格確認申請日以前に直接的かつ恒常的な3か月以上の雇用関係にあることが確認できる書類を添付すること。

(イ) 現場代理人（複数人数の申請可）

上記調書に、入札参加資格確認申請日以前に直接的かつ恒常的な3か月以上の雇用関係にあることが確認できる書類を添付すること。

(ウ) 建設業許可に係る営業所技術者を確認できる書類（建設業許可申請書及び営業所技術者等証明書又は当該申請書及び営業所技術者等一覧表の副本（いずれも最新のもの））の写しを添付すること。

※3(1)イ(ア)及び(イ)に添付する雇用関係にあることが確認できる書類とは、監理技術者資格者証（所属建設業者の記載のあるもの）、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、所属会社の雇用証明書（いずれも写し可）又はこれらに準ずる書類とする。

ウ 同種工事施工実績調書

当該実績が 2 (14) に示す条件を満たしていることが確認できる書類（契約書の鑑、工事概要部分分かる仕様書等（C O R I N S に登録済みの場合は、受領書及び工事カルテも可））の写しを添付すること。

なお、提出された書類について、施工実績として明確に判断できない場合や疑義のある場合は、追加書類の提出を求めることがあるので注意すること。

エ 法人税、法人事業税（本社地及び委任先に係るもの）、消費税、地方消費税、法人市民税（小田原市に係るもの）及び固定資産税（小田原市に係るもの）の納税証明書の写し（各納税証明書は、証明書の発行日がこの公告をした日から 3 か月以内のもの）

なお、法人税、消費税及び地方消費税については納税証明書その 3 又はその 3 の 3 の写しを、法人事業税及び法人市民税については直前 1 事業年度分の納税証明書の写しを、固定資産税については令和 8 年度分（公告日時点で納期が到来しているもの）の納税証明書の写しを提出すること。

※市税納付後 3 週間以内に納税証明書を交付申請する場合は、申請窓口には必ず領収証書原本（口座振替の場合は記帳した振替口座の通帳）を持参すること。

(2) 入札参加資格確認申請の受付期間

令和 8 年 9 月 2 5 日（金）午前 8 時 3 0 分から同年 1 0 月 1 5 日（木）正午まで

(3) 申請書提出方法

ア 3 (1) アについては、共同システムにより提出

イ その他の書類については、下記へ持参又は郵送等の方法により提出

持参又は郵送等の方法による提出先及び提出期限

〒 2 5 0 - 8 5 5 5

神奈川県小田原市荻窪 3 0 0 番地

小田原市総務部契約検査課

提出期限 令和 8 年 1 0 月 1 4 日（水）午後 5 時必着

※ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日以外の日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に提出すること。

(4) 入札参加資格確認申請に必要な書類の入手方法

共同システムの入札情報サービスシステム又は小田原市ホームページからダウンロードする。

- (5) 入札参加資格の決定は、令和8年10月19日（月）に、共同システムから競争参加資格確認通知書を交付することにより行う。
- (6) 入札参加資格確認申請の受付期間に入札参加資格確認申請を行わなかった者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。
- (7) 入札参加資格の決定後、入札参加資格を有するとの決定を受けた者について、入札参加資格を満たさなくなったときは、入札に参加することができない。

4 入札書受付期間及び場所

令和8年11月6日（金）午前8時30分から同月9日（月）午後3時までに共同システムにより行う。

5 開札日時及び場所

令和8年11月10日（火）午前10時 共同システムにより行う。

6 設計図書等の閲覧、配布、質問等

- (1) 入札工事に係る設計図書等の閲覧希望者は、入札参加資格確認申請の受付期間内（土曜日、日曜日及び祝日以外の日の午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））に小田原市総務部契約検査課（以下「契約検査課」という。）に電話等により申請し、日時及び場所の指定を受けること。

なお、閲覧のみとし、複写及び貸出しはしない。

- (2) 設計図書等の配布日時及び場所

令和8年10月19日（月）に交付する競争参加資格確認通知書に添付し、共同システムにより配布する。

- (3) 入札参加資格を有するとの確認を受けた者で、設計図書等に関し質問がある者は、令和8年10月28日（水）正午までに、共同システムにより行うこと。

なお、質問提出時に添付ファイルを利用する場合、PDF形式での添付は認めないので注意すること。

- (4) 6(3)の質問に対する回答は、令和8年11月2日（月）正午までに、共同システムにより行う。

7 入札保証金

入札保証金は、免除する。

8 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金銭的保証とする。

9 最低制限価格

あり

10 入札書の提出

(1) 共同システムにより提出すること。

(2) 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか又は免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。（落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とする。）

(3) 入札執行回数は原則1回とする。ただし、開札の結果、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の入札がないときは、再度入札を1回行う。再度入札を行う場合は共同システムにより通知する。再度入札を行った結果、落札者がいない場合、当該案件は不調とする。

なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は最低制限価格未満の価格をもって入札した者は、再度入札に参加できない。

(4) 入札に当たり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の関係法令に違反することのないよう十分注意すること。当該関係法令に違反するおそれ、あるいは事実が開札前に確認された場合、入札を延期又は中止する場合がある。また、後日不正な行為が判明した場合には、契約解除等の措置をとることがある。

11 入札金額の内訳書の提出について

(1) 入札書の提出の際に併せて、入札金額の内訳書（入札金額を積算したもので、本

工事内訳書の大内訳）を共同システムにより提出すること。

- (2) 内訳書の様式は、競争参加資格確認通知書に添付した書式がある場合を除き、小田原市ホームページからダウンロードすること。
- (3) 内訳書の内容に誤りがある場合は、入札は無効とする。

1 2 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格要件を満たさない者が行った入札
- (2) 入札参加資格確認申請に必要な書類について虚偽の記載をした者が行った入札
- (3) 意思表示が不明確な入札
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札
- (5) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合と、その組合員が参加した入札
- (6) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合で、それらが参加した入札

1 3 落札候補者及び落札者の決定

予定価格の範囲内（最低制限価格以上）で、最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とする。

開札後、入札参加者全員に共同システムにより落札保留通知を発行し、当該通知に落札候補者の入札書記載金額を記載するので、各自確認すること。落札候補者となった者には、契約検査課から連絡するので、連絡を受けた日の翌開庁日の正午までに、契約検査課に「1 5 落札候補者の提出書類」を持参して提出すること。

落札候補者の提出書類を審査し、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定する。

審査の結果その者が要件を満たしていることが確認できないときは、当該入札者の入札を無効とし、要件を満たす者が確認できるまで、次に価格の低い入札者に同様の資格審査を実施する。

ただし、入札が同価のため複数の者が落札候補者となった場合は、共同システムによるくじ引きにより落札候補者として事後審査を行う順番を決定し、第1順位となっ

た落札候補者について審査をした上で、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定する。

なお、くじ引きの詳細については、「工事に係る電子入札案件における電子くじの取扱いについて」を参照のこと。

1 4 設計書の確認及び疑義申立期間

落札保留通知のあった日の翌開庁日の正午までの期間、この入札に入札書を提出した者からの希望があれば、本市設計書（土木系工事－本工事内訳書（種別内訳書）、建築系工事－工種別内訳書（種目別・科目別）まで）の確認ができるものとする。確認を希望する者は、契約検査課において社員証等を提示し、入札に参加した者であることを証明した上、社印、代表者印等を押印した工事内訳書（土木系工事－本工事内訳書（種別内訳書）、建築系工事－工種別内訳書（種目別・科目別）まで）を提示すること。

なお、同期間に行える疑義の申立方法等については、小田原市ホームページ内の「疑義申立てについて」のとおりとする。

1 5 落札候補者の提出書類

(1) 落札候補者の提出書類

配置予定技術者調書

ア 監理技術者（本工事に配置予定の者）

イ 現場代理人（本工事に配置予定の者）

なお、落札候補者の資格要件確認のため、必要に応じて追加の書類の提出を求める場合がある。要求があった場合は速やかに提出すること。

(2) 提出期限及び提出方法

落札候補者として連絡を受けた日の翌開庁日の正午までに、契約検査課に持参して提出すること。

(3) その他

落札候補者となった後に辞退する場合は、落札候補者として連絡を受けた日の翌開庁日の正午までに、辞退届を契約検査課に持参して提出すること。

なお、落札決定後の辞退は、「不正又は不誠実な行為」として指名停止措置の対

象とするので注意すること。また、落札候補者であるにもかかわらず、期限までに必要書類の提出がなかった場合も指名停止措置の対象とするので注意すること。

1 6 契約の成立要件

契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年小田原市条例第5号）第2条の規定により、小田原市議会の議決を要する。

1 7 契約書の作成

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

なお、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とする。

1 8 前払金

当該工事の契約金額が500万円以上で、なおかつ工期が40日を超える場合、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第3条の登録を受けた保証事業会社の保証を受け、請求することにより、契約金額の100分の40以内の前金払を行う。

1 9 中間前払金

前金払をした場合、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、既に支払った前金払に追加して、契約金額の100分の20以内の前金払をすることができる。

ただし、この場合も公共工事の前払金保証事業に関する法律第3条の登録を受けた保証事業会社の保証を受け、請求すること。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (4) 部分払の支払がされていないこと。

2 0 部分払

工事の完成前に、出来形部分に相応する出来高金額の100分の90の額を限度として、出来形部分の検査を実施し、部分払を行うことができる。

ただし、契約書において部分払をしないことを定めていない場合に限る。

2 1 その他

- (1) 落札者が契約締結までに資格要件を満たさなくなった場合、契約を締結しない。
- (2) 入札金額の算出に当たっては、設計図書中の設計書を優先することとする。
- (3) 落札者が、決定を受けた日から7日以内に当該契約を締結しない場合、その効力を失う。
- (4) 共同システムに障害が発生した場合は、入札を中止し、又は延期することがある。
- (5) 参加者の責に帰さない共同システム上のトラブル等により共同システムの利用ができなくなった場合を除き、期限後の申請及び提出は、いかなる事情があっても対応できないので注意すること。
- (6) 開札した後であっても、契約が地方自治法第234条第5項の規定により確定する前に、発注者による入札執行手続の誤り又は入札公告や設計図書等の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を無効とすることがある。
- (7) 入札が中止又は延期となった場合、入札のために要した費用を小田原市へ請求することはできないものとする。
- (8) 「1 2 入札の無効に関する事項」(5)及び(6)に関し、当該事項を遵守する目的で辞退する者を決めるため当事者間で連絡を取ることは談合と解さない。

なお、前述の場合を除いて、入札参加者間において当該入札に関して相談を行ったことが判明した場合は、厳正に対処する。

- (9) 本市公正入札調査委員会より、入札の執行に当たり求められた書類を提出しない場合は、入札を無効とする。
- (10) 技術者及び現場代理人を工事現場に専任で設置すべき期間は、原則として、契約日から検査完了日までとする。
- (11) 本工事の施工においては、小田原市市内事業者優先発注に係る実施方針に基づ

き、可能な限り市内事業者の活用に努めること。

(12) 2 から 2 0 まで及び 2 1 (1) から (11) までに定めるもののほか、当該工事の契約については、小田原市契約規則（昭和 3 9 年小田原市規則第 2 2 号）の定めるところによる。

(13) この入札についての問い合わせ先は、次のとおりとする。

契約検査課契約係（電話 0 4 6 5 － 3 3 － 1 3 2 6）